

宮城県公報

行 発
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則	規 則	(人事課)	一
○職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令	訓 令 甲	(人事課)	三
○家畜伝染病の発生	告 示	(畜産課)	四
○建設業許可の取消し		(事業管理課)	四
○土地改良区役員の退任の届出	公 告	(北部地方振興事務所)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)		(警察本部会計課)	五
○政治団体の届出	選 挙 管 理 委 員 会		八
○政治団体の届出事項の異動届			九
○政治団体の解散届			〇
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十四年分)			〇
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)			〇
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)			一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)			一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)			一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)			一
○資金管理団体の届出			四
○資金管理団体の届出事項の異動届			四

規 則

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二号

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員等の旅費支給規則(昭和三十五年宮城県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中、「前項第一号、第二号及び第三号イ」を「前項第一号及び第二号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第三号イの規定により路程を計算しがたい場合には、同号イの規定にかかわらず、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車に備えた走行距離計を用いる方法その他の方法により算出した路程により計算することができる。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

第十三条から第十六条までを削る。

別表第二(その三)中 「田」を「畑」に改める。

別表第二(その四)中 「田」を「畑」に改める。

別表第二(その四)中 「田」を「畑」に改める。

別表第二(その五)を次のように改める。

別表第二(その5)(第5条,第8条関係)

外国旅行命令(依頼)票(特例計算用)

頁

決 裁											概算払精算確認年月日印

年 度	旅行命令票番号	旅 行 命 令 日	執 行 機 関 名			
	資 金 前 渡 職 員 名	支給額(差引)合計(円)	変更後支給総額合計(円)	変更前支給済額合計(円)		
	科 目					

旅行命令番号	旅 行 者 氏 名	級	旅 行 内 容 及 び コ ー ド			
旅 行 期 間		出 発 地				
~ (日 夜)						
目 的 地		宿 泊 地	泊数	旅券の所有状況		
				(迄)		

附記事項

航 空 賃	現地交通費	国内交通費	宿泊料・雑費1	旅行雑費2	調 整 額	計 算 額 合 計
						円

国 交 通 内 費 内 訳	区 間	J R 運 賃 ・ 料 金		地 方 鉄 道	陸 路	水(空)路	交 通 費 計
	~	km		km	km	km	
	~	km		km	km	km	

宿 泊 料 雑 費 1 内 訳	宿 泊 料	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	国 内 甲 地	国 内 乙 地	機 中 泊	宿 泊 日 数 計
		日	日	日	日	日	日	泊	日 夜
	雑 費 1	日	日	日	日	日	日	食 卓 料	宿 泊 料 雑 費 1 計

外 旅 雑 費 2 内 訳	国 内	旅 券 査 証	空 港 使 用	出 入 国 税	発 券 手 数 料	損 害 保 険	予 防 注 射	旅 行 雑 費 2 計
	国 外	外 貨 交 換	そ の 他					
					旅 行 者 確 認 兼 請 求 印	受 領 月 日	受 領 印	

出納機関受付印

出 納 機 関									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--



別表第三第六号中「第三十五条第四項」を「第三十六条第四項」に改め、同表第七号中「第三十五条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同表第九号中「第三十七条」を「第三十五条第一項」に改め、同表に次の二号を加える。

- 十九 条例第二十條第三項に規定する旅行雑費 その支払を証明するに足る書類
- 二十 条例第二十四條に規定する着後手当 宿泊の事実を証明するに足る書類

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- (経過措置)

2 改正後の職員等の旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

訓令 甲

○宮城県訓令甲第二号

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費支給規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号八を次のように改める。

八 気仙沼市内地域(宮城県気仙沼市の存する地域をいう。)

第九条第一項第八号及び第九号中「日当」を「旅行雑費」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 県外の旅行において目的地(職員以外の者が旅行する場合又は県外に居住又は滞在する職員が条例第十条の規定に基づき旅行する場合にあつては、出発地、帰着地及び目的地のそれぞれ)が人事課長が別に定める地点から二十キロメートル未満の範囲内にある場合には、定額による旅行雑費は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第九条第一項第十四号中「第七条」を「第八条」に改め、同項第十六号を削り、第十七号を第十

六号とし、第十八号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 外国旅行において旅行者が旅行先で昼食を無料で提供される場合には、定額による外国旅行雑費の二分の一に相当する額は、支給しない。

第九条第一項第十九号を次のように改める。

十九 外国旅行において鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃として支給される経費以外に目的地との間に移動に要する交通費を要さない場合には、定額による外国旅行雑費の二分の一に相当する額は、支給しない。

第九条第二項第五号を削り、同条を第十一条とする。

第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(外国旅行雑費)

第十条 条例第三十五条第二項第一号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子渡航認証システムの申請手数料
 - 二 その他人事課長が所属長からの協議を受けて必要と認めるもの
- 2 条例第三十五条第二項第二号の任命権者が知事に協議して定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 最低限の医薬品の購入費
 - 二 任意の予防注射料
 - 三 最低限の儀礼品の購入費
- 3 前項各号に掲げる外国旅行雑費を支給する場合には、所属長は、人事課長に協議するものとする。
- 第七条第二項の表を次のように改める。

航 海 日 当	平水区域及び沿海区域	一、〇〇〇円	船 員 食 卓 料
	近海区域	一、五〇〇円	
	遠洋区域	二、〇〇〇円	
			一、二〇〇円

第七条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(旅行雑費)

第七条 条例第二十条第三項の任命権者が知事に協議して定める料金は、次に掲げるものとする。

一 航空券の手に係る取扱手数料
 二 その他人事課長が所屬長からの協議を受けて必要と認めるもの
 2 前項第一号に規定する旅行雑費を支給する場合には、所屬長は、人事課長に協議するものとする。
 附 則
 (施行期日)
 1 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 改正後の職員等の旅費支給規程(以下、「新規程」という。)第四条第一項及び第七条、第八条並びに第十一条第一項(第十八号及び第十九号を除く。)及び第二項の規定は、この訓令の施行の日(以下、「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
 3 新規程第十条及び第十一条第一項(第十八号及び第十九号に限る。)の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第百十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十五年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
 ヨーネ病
- 二 畜種
 牛(黒毛和種)
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
 患畜 一頭
- 四 発生場所又は区域
 登米市
- 五 発生日月日
 平成二十五年二月四日

六 患畜の取扱い

法令級

○宮城県告示第百十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
 平成二十五年二月五日
- 二 商号又は名称等

株式会社丸倫建設 伊藤 孔友	仙台市泉区根白石字柏原一、二	般・特・二十 第一万五千二百五十一号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが、 ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 防水工事業 内装工事業 熱絶縁工事業 水道施設工事業	平成二十五年 一月十一日
広進建設株式会社 堀米 洋	仙台市宮城野区二の森一、二、十二	特・二十 第七千八百一十号	一部廃業 特定建設業 大工工事業	平成二十五年 一月十五日
株式会社古工機 古仲 朝生	仙台市若林区鶴代町一・三十	般・特・二十 第八百二二二号	一部廃業 一般建設業 さく井工事業	平成二十五年 一月四日
商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業 許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
株式会社マルカボンテラン 柿崎 力治朗	黒川郡大郷町川内字中埜山一、十九	般・二十 第一万九千三百七十七号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業	平成二十五年 一月十八日

株式会社フアック トリーヒルズ 黒田 翔一	仙台市青葉区南吉成二 丁目十七之三	般・二十四 第一万九千五 百二号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十五年 一月十六日
-----------------------------	----------------------	------------------------	------------------------	-----------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
○宮城県告示第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美里東部土地改良
区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年二月十五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐 幸

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年一月三十一日	鈴木 弥 弘	大崎市鹿島台木間塚字西向袋一八番	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県警察交通管制センターほか端末機器設置箇所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該システム機器に対し速やかな復旧対応ができる体制が整備されている者であること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十五年三月六日(水)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限
宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七二七一、内線二二三二)

3 一般競争入札参加資格審査
平成二十五年二月二十二日(金)午後五時まで

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年三月六日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。

ただし、郵送による場合は、平成二十五年三月十四日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて「あて」に到達すること。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年三月十五日(金)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始(歳出予算成立)前に契約手続きを進めているものである。この調達案件に係る歳出予算が不成立となったときは、入札の中止や契約の解除を行うこととなる。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 14, 2013, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 302 conference room, 3rd floor, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 15, 2013, 10 : 00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171

Ex: 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十五年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 交通信号機制御機等保守点検業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県内一円

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいす

れにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該システム機器に対し速やかな復旧対応ができる体制が整備されている者であること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十五年三月六日(水)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

<p>宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二二・七七一、内線二二三)</p> <p>2 入札説明書等の交付期限 平成二十五年二月二十二日(金)午後五時まで</p> <p>3 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年三月六日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>4 入札書の提出期限 入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。 ただし、郵送による場合は、平成二十五年三月十四日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1めてに到達すること。</p> <p>5 開札の日時及び場所 (一) 日時 平成二十五年三月十五日(金)午前十時三十分 (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室</p> <p>五 入札に参加することができない者 1 二に定める資格を有しない者及び四の3における審査により資格を有しないとされた者 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者 六 その他 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第一条の規定による。 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p>	<p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 この入札に係る調達案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始(歳出予算成立)前に契約手続きを進めているものである。この調達案件に係る歳出予算が不成立となったときは、入札の中止や契約の解除を行うこととなる。</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>七 概要 Summary 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 14, 2013, 5 : 00 p.m. 2 Item/Service Required : Service of traffic signal control units maintenance - 1 set 3 Date and Place of Bid Selection : 302 conference room, 3rd floor, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 15, 2013, 10 : 30 a.m. 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext: 2232</p>															
<p>○宮選管告示第十号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。 平成二十五年二月十五日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>(一) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体) (4) 国会議員関係政治団体以外の政治団体</p> <table border="1"> <tr> <td>政治団体の名称</td> <td>代表者の氏名</td> <td>会計責任者の氏名</td> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>届出年月日</td> </tr> <tr> <td>伊藤吉浩後援会</td> <td>星 佐悦 星 信悟</td> <td>登米市南方町荻野谷地五〇</td> <td></td> <td>平成二十五年一月七日</td> </tr> <tr> <td>尾形としじ(俊治)後援会</td> <td>内藤 康夫 道塚 好昭</td> <td>加美郡加美町上多田川字沢田四</td> <td></td> <td>平成二十四年十二月十日</td> </tr> </table>	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	伊藤吉浩後援会	星 佐悦 星 信悟	登米市南方町荻野谷地五〇		平成二十五年一月七日	尾形としじ(俊治)後援会	内藤 康夫 道塚 好昭	加美郡加美町上多田川字沢田四		平成二十四年十二月十日	<p>選挙管理委員会</p>
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日												
伊藤吉浩後援会	星 佐悦 星 信悟	登米市南方町荻野谷地五〇		平成二十五年一月七日												
尾形としじ(俊治)後援会	内藤 康夫 道塚 好昭	加美郡加美町上多田川字沢田四		平成二十四年十二月十日												

熊谷かずひろ後援会	熊谷 和弘	熊谷 真美	登米市東和町米川字東綱木二二三・三	平成二十五年一月四日		
佐久間克明後援会	佐久間克明	佐久間理佐	柴田郡大河原町字西桜町六・一	平成二十五年一月十六日		
桜場政行後援会	木村 和之	清水 稔	柴田郡柴田町船岡中央三・一四・五	平成二十五年一月四日		
柴田町地方自治研究会	秋本 好則	礪木健一郎	柴田郡柴田町槻木白幡一・六・三七	平成二十五年一月十一日		
庄子きいち後援会	志村 誠一	大和田 修	登米市米山町西野字後小路四一	平成二十五年一月十五日		
仙台維新の会	渡邊 勝幸	坪内 啓	仙台市若林区河原町一・七・二九	平成二十四年十二月二十七日		
高橋よしお後援会	高橋 芳男	高橋しげ子	柴田郡大河原町大谷字原前四六・二	平成二十五年一月四日		
武田節夫後援会	藤原 孝雄	菅原 昭	登米市米山町中津山字鹿ノ畑三九	平成二十五年一月十一日		
早坂ただゆき後援会	小山 好典	小山 一男	加美郡加美町字鹿原中野原五	平成二十五年一月十六日		
平間ゆきひろ後援会	加藤 善憲	加藤 一郎	柴田郡柴田町大字上川名字館山八九	平成二十五年一月十七日		
三浦すすむ後援会	三浦 進	小林 貞子	加美郡加美町字大門二三四・三	平成二十五年一月二十八日		
吉田かずお後援会	吉田 和夫	吉田美江子	柴田郡柴田町槻木下町二・三・一五	平成二十五年一月四日		
(甲) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	
鎌田さゆり後援会	鎌田さゆり	渡邊千鶴子	登米市迫町佐沼字末広	衆議院議員	平成二十五年一月十七日	
(乙) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
(イ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日	
鎌田さゆり連合後援会	塚原 文夫	千葉 定一	登米市迫町佐沼字末広	衆議院議員	平成二十四年十一月二十一日	
○宮選管告示第十一号						
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。						
平成二十五年二月十五日						
宮城県選挙管理委員会						

(一) 政党の支部	政治団体の名称	異動事項	委員長	菊 地 光 輝
政治団体の名称	異動事項	届出年月日		
公明党宮城県本部	会計責任者の氏名	庄子 賢一	笠原 哲	平成二十五年一月三十日
自由民主党取市支部	主たる事務所の所在地	名取市手倉田字八幡四五・八	名取市高館吉田字東内館七	平成二十五年一月二十九日
自由民主党金成支部	代表者の氏名	石川 利一	小林 正一	
自由民主党金成支部	主たる事務所の所在地	栗原市金成姉齒仲沖五〇・二	栗原市金成沢辺字内畑一・一七・三	平成二十五年一月十五日
自由民主党宮城県第五選挙区支部	代表者の氏名	高橋 洋	渡辺 信男	
(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)	代表者の氏名	小野寺修紀	高橋 洋	
政治団体の名称	異動事項	届出年月日		
おのゆきお後援会	主たる事務所の所在地	東松島市宮戸字二ツ橋一	東松島市宮戸字川向四三	平成二十五年一月二十一日
国民の生活が第一宮城県支部連合会	会計責任者の氏名	遠藤 啓悦	阿部 秀人	
国民の生活が第一宮城県第1区総支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	衆議院議員	平成二十五年一月十一日
国民の生活が第一宮城県第2区総支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	衆議院議員	平成二十五年一月二十二日
齋藤やすのりの会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	衆議院議員	平成二十五年一月十一日
齋藤やすのりの会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	衆議院議員	平成二十五年一月二十四日

佐藤庄喜後援会
の代表者 佐藤 富雄
平成二十五年 一月十日

の代表者 佐々木栄夫
佐藤 富雄

仁田和廣政策研究会
の主たる事務 宮城郡七ヶ浜町吉田 多賀城市八幡三
所の所在地 浜字上の台一・一 五・三〇
平成二十五年 一月二十一日

宮城県柔道整復師連盟
の代表者 佐藤 勝一
稲葉 泰三
平成二十五年 一月二十五日

宮城県商工政治連盟大崎支部
の主たる事務 大崎市松山千石字松 大崎市鹿島台平渡字
所の所在地 山二八五 西銭神一三
平成二十五年 一月八日

の代表者 丸 一男
武藤 利孝

宮城県商工政治連盟遠田支部
の代表者 渡邊 新美
石井慶一朗
平成二十五年 一月九日

宮城県商工政治連盟登米みなみ支部
の代表者 今野 秀俊
吉田 末男
平成二十五年 一月十七日

○宮選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
平成二十五年二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

太陽の党宮城県第二選挙区支部
須知 亨
平成二十四年十二月三十一日

日本維新の会衆議院宮城県第二支部
中野 正志
平成二十四年十二月三十一日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

伊藤吉浩後援会
星 佐悦
平成二十四年十二月三十日

このい惣一郎後援会
石川儀一郎
平成二十五年一月十日

さゆりとハートフルの会
塚原 文夫
平成二十四年十二月三十一日

庄子喜一後援会
菅野 文雄
平成二十四年二月二十八日

武田節夫後援会
藤原 孝雄
平成二十五年一月十一日

人見弘志後援会
人見 弘志
平成二十四年十二月二十六日

民主みやぎの会
木村 勝好
平成二十四年十二月二十八日

○宮選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十五年二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

庄子喜一後援会

報告年月日 25. 1. 15 (14. 2. 28解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十五年二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

このい惣一郎後援会

報告年月日 25. 1. 16 (25. 1. 10解散)

1 収入総額 54,063

2 支出総額 54,063

武田節夫後援会

報告年月日 25. 1. 11 (25. 1. 11解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○阿部選挙区第十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 平成二十五年二月十五日

阿部選挙区選挙管理委員会
 委 員 長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊藤吉浩後援会

報告年月日 25. 1. 7 (24. 12. 30解散)

1 収入総額 355,700

前年繰越額 355,700

2 支出総額 0

このい惣一郎後援会

報告年月日 25. 1. 16 (25. 1. 10解散)

1 収入総額 54,063

前年繰越額 54,063

2 支出総額 0

武田節夫後援会

報告年月日 25. 1. 11 (25. 1. 11解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○阿部選挙区第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 平成二十五年二月十五日

阿部選挙区選挙管理委員会

委 員 長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

伊藤吉浩後援会

報告年月日 25. 1. 7 (24. 12. 30解散)

1 収入総額 355,700

前年繰越額 355,700

2 支出総額 0

このい惣一郎後援会

報告年月日 25. 1. 16 (25. 1. 10解散)

1 収入総額 54,063

前年繰越額 54,063

2 支出総額 0

武田節夫後援会

報告年月日 25. 1. 11 (25. 1. 11解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○阿部選挙区第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 平成二十五年二月十五日

阿部選挙区選挙管理委員会

委 員 長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

太陽の党宮城県第二選挙区支部

報告年月日 25. 1. 30 (24. 12. 31解散)

1 収入総額 9,195,000

本年収入額 9,195,000

2 支出総額 9,195,000

3 本年収入の内訳 寄附 3,295,000

<p>個人分 3,000,000</p> <p>団体分 295,000</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入 5,900,000</p> <p>太陽の党 5,900,000</p>	<p>4 支出の内訳 政治活動費 5,765,000</p> <p>寄附・交付金 5,765,000</p>
<p>4 支出の内訳 経常経費 523,160</p> <p>備品・消耗品費 205,390</p> <p>事務所費 317,770</p> <p>政治活動費 8,671,840</p> <p>寄附・交付金 8,671,840</p>	<p>5 寄附の内訳 （個人分） 高橋 眞 1,000,000 仙台市若林区 高澤 皓 100,000 仙台市宮城野区 佐々木昌二 100,000 塩竈市 年間五万円以下のもの 105,000</p>
<p>5 寄附の内訳 （個人分） 大沼 昭 2,000,000 名取市 坂口 栄司 1,000,000 仙台市宮城野区 （団体分） （株）本自動車 60,000 仙台市泉区 本田印刷（株） 200,000 仙台市若林区 年間五万円以下のもの 35,000</p>	<p>（団体分） （株）大町モーターズ 500,000 仙台市宮城野区 （株）菅野商店 200,000 仙台市若林区 （株）宮城県タクシー協会 100,000 仙台市宮城野区 （株）日本保険薬局協会 300,000 東京都中央区 （株）紀生 100,000 仙台市青葉区 （株）三坂産業 1,000,000 仙台市青葉区 （株）斎喜ビル 300,000 仙台市若林区 東北藤吉工業（株） 500,000 仙台市若林区 東北黒沢建設工業（株） 1,000,000 仙台市若林区 年間五万円以下のもの 210,000</p>
<p>日本維新の会衆議院宮城県第二支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 中野 正志 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 25. 1. 30 (24. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 5,765,000</p> <p>本年収入額 5,765,000</p> <p>2 支出総額 5,765,000</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 5,765,000 個人分 1,305,000 団体分 4,210,000 政治団体分 250,000</p>	<p>（政治団体分） 宮城県不動産政治連盟 100,000 仙台市若林区 日本農業政治連盟宮城支部 100,000 仙台市泉区 年間五万円以下のもの 50,000</p> <p>（その他の政治団体） 伊藤吉浩後援会 報告年月日 25. 1. 7 (24. 12. 30解散) 1 収入総額 355,700 前年繰越額 355,700 2 支出総額 0 このい惣一取後援会</p>

報 告 書

報告年月日 25. 1. 16 (25. 1. 10解散) 1 収入総額 54,063 前年繰越額 54,063 2 支出総額 0 さゆり七ハートルの会 報告年月日 25. 1. 24 (24. 12. 31解散)		収入総額 9,075 前年繰越額 9,075 2 支出総額 9,075 3 支出の内訳 経常経費 9,075 人件費 9,075 武田節夫後援会 報告年月日 25. 1. 11 (25. 1. 11解散)		収入総額 0 2 支出総額 0 人見弘志後援会 報告年月日 25. 1. 15 (24. 12. 26解散)		収入総額 245,087 前年繰越額 245,087 2 支出総額 245,087 3 支出の内訳 政治活動費 245,087 寄附・交付金 245,087 民主みやぎの会 報告年月日 25. 1. 22 (24. 12. 28解散)		収入総額 104,790 前年繰越額 101,130 本年収入額 3,660 2 支出総額 104,790 3 本年収入の内訳		寄附 3,642 個人分 3,642 その他の収入 18 一件十万円未満のもの 18 4 支出の内訳 経常経費 1,365 事務所費 1,365 政治活動費 103,425 組織活動費 46,200 機関紙誌の発行その他の事業費 57,225 宣伝事業費 57,225 5 寄附の内訳 (個人分) 年間五万円以下のもの 3,642 ○個人別額並長銀十二ヶ所 短銀額並長銀五ヶ所 (短銀十二ヶ所法律第九十四号) 第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分の収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		平成二十五年一月十四日 加賀県選挙管理委員会 加賀 昭 輝 (その他の政治団体) このいづれ一取後援会 報告年月日 25. 1. 16 (25. 1. 10解散)		収入総額 54,063 前年繰越額 54,063 2 支出総額 0 武田節夫後援会 報告年月日 25. 1. 11 (25. 1. 11解散)		収入総額 0	
--	--	---	--	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--------	--

～ 担任齋藤

○宮選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があつた。

平成二十五年二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
鎌田さゆり	衆議院議員	鎌田さゆり後援会	登米市迫町佐沼字末広二	鎌田さゆり	平成二十五年一月十七日
熊谷和弘	登米市議会議員	熊谷かずひろ後援会	登米市東和町米川三	熊谷和弘	平成二十五年一月四日
高橋芳男	大河原町議会議員	高橋よしお後援会	柴田郡大河原町大谷字原前四六・二	高橋芳男	平成二十五年一月四日
三浦進	加美町議会議員	三浦すすむ後援会	加美郡加美町字大門二三四・三	三浦進	平成二十五年一月二十八日
吉田和夫	柴田町議会議員	吉田かずお後援会	柴田郡柴田町榎木下町二・三・一五	吉田和夫	平成二十五年一月四日

○宮選管告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があつた。

平成二十五年二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
仁田和廣	宮城県議会議員	仁田和廣政策研究会	主たる事務所の所在地	宮城郡七ヶ浜町吉田浜一・一・一五・三〇	多賀城市八幡三・五・三〇